

発議案第1号

議会閉会中の所管事務調査について

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出があったので承認する。

平成26年 9月 5日

木古内町議会 議長 岩 館 俊 幸

記

委員会名	調査事件
総務・経済常任委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 総務課 ・財政収支計画について（継続）2. 町民税務課 ・空き家等の適正管理に関する取り組み状況について3. まちづくり新幹線課 ・人口減少対策検討会議の取り組み状況について ・駅周辺整備事業について（継続） ・観光交流センターについて（継続）4. 保健福祉課 ・地域包括ケアシステムの取り組み状況について ・高齢福祉及び保健推進事業の現状について5. 産業経済課 ・各種補助金及び助成金による経済効果について6. 建設水道課 ・上水道事業会計及び下水道事業特別会計の経営状況について ・発注済工事の現地調査について7. 教育委員会 ・各施設の管理状況及び各種事業の取り組み状況について8. 病院事業 ・地域包括ケアシステムの取り組み状況について ・病院機能評価事業の取り組み状況について ・国民健康保険病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の経営状況について9. その他緊急を要する課題について
議会運営委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの会期日程等の議会運営に関する事項について2. 議長の諮問に関する事項について

意見書案第1号

平成26年 9月 5日

木古内町議会
議長 岩館俊幸様

提出者 木古内町議會議員 吉田 裕幸
賛成者 木古内町議會議員 笠井 敬吾
賛成者 木古内町議會議員 新井田 昭男

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。一方では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されています。また、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっています。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとしました。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域の様々な取組を支援してきたところです。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達しています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1 森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取組を支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続、又は同様の仕組みを創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林整備の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成26年 9月 5日

北海道上磯郡木古内町議会
議長 岩館俊幸

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣
文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
環境大臣、復興大臣

意見書案第2号

平成26年 9月 5日

木古内町議会
議長 岩館俊幸様

提出者 木古内町議會議員 竹田 努
賛成者 木古内町議會議員 佐藤 悟
賛成者 木古内町議會議員 笠井 敬吾

2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書（案）

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者および関係団体からは、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」及び「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国會議論における厚生労働大臣答弁や法案採択にあたっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところです。

また、2015年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっています。

つきましては、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実をはかるとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するために、政府に以下の対策を求めます。

記

1. 介護保険制度改革によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。
2. 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること。
3. 介護労働者および保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年 9月 5日

北海道上磯郡木古内町議会
議長 岩館俊幸

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣